

(23) 株主(出資者)調書〔様式第十四号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

許可申請者が法人である場合に作成する。

様式第十四号(第四条関係)

(用紙A4)

株 主 (出 資 者) 調 書

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
仙台 太郎	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	500株
仙台 喜美	〃	100株
仙台 円香	宮城県石巻市中嶋町17-2	100株

株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。

株式会社にあっては、履歴事項証明書の発行済株式総数の100分の5以上を有する株主は、別紙一の「役員等の一覧表」に株主等として記載すること。
(様式第十二号の提出も必要)

株数を記載するときは「○○株」とし、出資の価額を記載するときは「○○円」と、その単位を必ず記載する。

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

【変更届が必要となる場合】総株主の議決権の100分の5以上を有する株主(又は出資総額の100分の5以上を出資する者)として申請・届出をした方(以下「メンバー」とする。)に増減等の変更が生じた場合、それを法人が覚知してから30日以内に様式第22号の2に本調書等を添付して、役員等の変更があった旨を届け出ていただく必要があります。

ただし、保有株式数(出資額)に変動が生じた場合で、既に申請又は届出をしたメンバーに変更がなければ変更届は必要ありません。